





































































































































## 長崎大学大学院学則（案） 変更事項を した書類

### 1 変更事由

本学大学院に、再生可能エネルギー開発、水環境技術推進、自然環境の保全と整合性のある国土強靱化・減災、水産資源の活用等、地域振興のための技術革新及びカーボンニュートラルの実現に向け、IT及びデータサイエンスを用いた先端技術を創出するとともに、更なる国際連携を強化することで、学問領域を超えた俯瞰的視野に立ち、世界的規模の課題に進取果敢に取り組み解決できる研究者及び高度専門職業人を養成することを目的として、総合生産科学研究科を設置するため、所要の改正を行うもの。

### 2 主な変更内容

#### 第3条第1項

本学大学院に置く組織に、総合生産科学研究科を加える。

#### 第5条第5項

総合生産科学研究科の標準修業年限を定める。

#### 第19条第2項 第20条第1項

総合生産科学研究科の博士後期課程及び5年一貫制博士課程の修了要件を 加する。

博士前期課程の修了要件は 第18条の2で既に規定済みのため 加なし

#### 別表第1

総合生産科学研究科の入学定員及び収容定員を加える。

### 3 変更時期

令和6年4月1日

長崎大学大学院学則の一部改正について

改正理由

本学大学院に、再生可能エネルギー開発、水環境技術推進、自然環境の保全と整合性のある国土強靱化・減災、水産資源の活用等、地域振興のための技術革新及びカーボンニュートラルの実現に向け、IT及びデータサイエンスを用いた先端技術を創出するとともに、更なる国際連携を強化することで、学問領域を超えた俯瞰的視野に立ち、世界的規模の課題に進取果敢に取り組み解決できる研究者及び高度専門職業人を養成することを目的として、総合生産科学研究科を設置するため、所要の改正を行うものである。

令和6年 月 日

学則第 号

制定権者 長崎大学長 河野 茂

長崎大学大学院学則の一部を改正する学則（案）

長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号）の一部を、次の新旧対照表のように改正する。

新	旧
<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 長崎大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき、実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。</p> <p>2 本学大学院の修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則の定めるところによる。</p> <p>第1条の2及び第2条 略 (研究科及び学環の専攻、課程、収容定員等)</p> <p>第3条 研究科及び学環の専攻及び課程は、次のとおりとする。</p>	<p>第1章 同左</p> <p>第1条 同左</p> <p>第1条の2及び第2条 同左 (研究科及び学環の専攻、課程、収容定員等)</p> <p>第3条 同左</p>

研究科・学環	専攻	課程	
略	略	略	略
		略	
略	略	略	
経済学研究科	経済経営政策専攻	前期2年の課程	博士課程
	経営意思決定専攻	後期3年の課程	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
		博士課程	

研究科・学環	専攻	課程	
同左	同左	同左	同左
		同左	
同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左
	同左	同左	
工学研究科	総合工学専攻	前期2年の課程	博士課程
	生産システム工学専攻	後期3年の課程	
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻, 環境科学専攻	前期2年の課程	博士課程
	環境海洋資源学専攻	後期3年の課程	

略	略	略	略
---	---	---	---

2 多文化社会学研究科，経済学研究科，総合生産科学研究科（総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースを除く。），医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の博士課程は，前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，修士課程として取り扱うものとする。

3～5 略

6 プラネタリーヘルス学環は，第7条の6に規定する研究科等連係課程実施基本組織として，多文化社会学研究科，経済学研究科，総合生産科学研究科，医歯薬学総合研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の緊密な連係及び協力の下，実施する博士後期課程とする。

7 研究科及び学環の収容定員は，別表第1のとおりとする。

第4条 略

（標準修業年限）

第5条 教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育上の必要があると認められる場合は，学生の履修上の区分に応じ，その標準修業年限は，1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができるものとする。

2～4 略

5 多文化社会学研究科，経済学研究科，総合生産科学研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし，博士前期課程の標準修業年限は2年，博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

同左	同左	同左	同左
----	----	----	----

2 多文化社会学研究科，経済学研究科，工学研究科（グリーンシステム創成科学専攻を除く。），水産・環境科学総合研究科，医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の博士課程は，前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，修士課程として取り扱うものとする。

3～5 同左

6 プラネタリーヘルス学環は，第7条の6に規定する研究科等連係課程実施基本組織として，多文化社会学研究科，経済学研究科，工学研究科，水産・環境科学総合研究科，医歯薬学総合研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の緊密な連係及び協力の下，実施する博士後期課程とする。

7 同左

第4条 同左

（標準修業年限）

第5条 同左

2～4 同左

5 多文化社会学研究科，経済学研究科，工学研究科，水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし，博士前期課程の標準修業年限は2年，博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

6及び7 略

第5条の2～第7条 略

第2章 略

第3章 課程の修了要件及び学位の授与

第18条及び第18条の2 略

(博士後期課程の修了要件)

第19条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、16単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 博士後期課程(多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士後期課程を除く。)の修了の要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、総合生産科学研究科総合生産科学専攻及びプラネタリーヘルス学環にあつては15単位以上を、経済学研究科経営意思決定専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあつては16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3及び4 略

(博士課程の修了要件)

第20条 総合生産科学研究科総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースの博士課程の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業

6及び7 同左

第5条の2～第7条 同左

第2章 同左

第3章 同左

第18条及び第18条の2 同左

(博士後期課程の修了要件)

第19条 同左

2 博士後期課程(多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士後期課程を除く。)の修了の要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、工学研究科生産システム工学専攻及び水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻並びにプラネタリーヘルス学環にあつては15単位以上を、経済学研究科経営意思決定専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあつては16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3及び4 同左

(博士課程の修了要件)

第20条 工学研究科グリーンシステム創成科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者について



績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2及び3 略

第20条の2～第22条 略

第4章 入学，転学，休学，退学，再入学等

第23条～第25条 略

(博士課程の入学資格)

第26条 総合生産科学研究科総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースの博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に

は、3年以上在学すれば足りるものとする。

2及び3 同左

第20条の2～第22条 同左

第4章 同左

第23条～第25条 同左

(博士課程の入学資格)

第26条 工学研究科グリーンシステム創成科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 同左
- (2) 同左
- (3) 同左
- (4) 同左
- (5) 同左
- (6) 同左

相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2及び3 略

第27条～第35条 略

（再入学）

第36条 再入学に関しては、本学学則第27条の規定を準用する。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の退学者にあつては2年以内に、博士後期課程の退学者にあつては3年以内に、総合生産科学研究科総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースの博士課程の退学者にあつては5年以内に、医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の退学者にあつては4年以内に、再入学を願い出た場合に限る。

（進学）

第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程（多文化社会学研究科多文化社会学専攻、経済学研究科経営意思決定専攻、総合生産科学研究科総合生産科学専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻並びにプラネタリーヘルス学環にあつては、博士後期課程）に進学を志願する者については、各研究科規程及び学環規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

(7) 同左

(8) 同左

(9) 同左

(10) 同左

2及び3 同左

第27条～第35条 同左

（再入学）

第36条 再入学に関しては、本学学則第27条の規定を準用する。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の退学者にあつては2年以内に、博士後期課程の退学者にあつては3年以内に、工学研究科グリーンシステム創成科学専攻の博士課程の退学者にあつては5年以内に、医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の退学者にあつては4年以内に、再入学を願い出た場合に限る。

（進学）

第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程（多文化社会学研究科多文化社会学専攻、経済学研究科経営意思決定専攻、工学研究科生産システム工学専攻、水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻並びにプラネタリーヘルス学環にあつては、博士後期課程）に進学を志願する者については、各研究科規程及び学環規程の定めるところにより、選考の

第5章～第7章 略

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第47条 各研究科の専攻において、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を取得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第9章及び第10章 略

附 則

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 総合生産科学研究科の入学定員及び収容定員は、改正後の別表第1 総合生産科学研究科の項の規定にかかわらず、令和6年度から令和9年度までについては、次のとおりとする。

(1) 令和6年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	315	315	60	60		
	小計	315	315	60	60		

(2) 令和7年度

上、進学を許可する。

第5章～第7章 同左

第8章 同左

第47条 同左

第9章及び第10章 同左

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	315	630	60	120		
	小計	315	630	60	120		

(3) 令和8年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	315	630	60	180		
	小計	315	630	60	180		

(4) 令和9年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生産科学	総合生産科学専攻	315	630	60	185		

研究科	小計	315	630	60	185		
-----	----	-----	-----	----	-----	--	--

3 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、令和6年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。

4 前項の場合において、別表第1の規定にかかわらず、工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・学環	専攻	課程	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
工学研究科	総合工学専攻	博士前期課程	220	0	0	0
	生産システム工学専攻	博士後期課程	30	15	0	0
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	20	15	10	5
水産・環境科学研究科	水産学専攻	博士前期課程	35	0	0	0
	環境科学専攻	博士前期課程	25	0	0	0
	環境海洋資源学専攻	博士後期課程	24	12	0	0

5 修士課程及び博士前期課程並びに博士課程及び博士後期課程の収容定員の合計は、改正後の別表第1の合計の項の規定にかかわらず、令和6年度及び令和7年度については、次のとおりとする。

	令和6年度		令和7年度	
	修士課程及び博士前期課程	博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	博士課程及び博士後期課程
合計	859	617	894	640

別表第1

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
略	略	略	略	略	略		
	略	略	略	略	略		
略	略					略	略
	略					略	略
経済学研究科	経済経営政策専攻	15	30				
	経営意思決定専攻			3	9		
	小計	15	30	3	9		
(削る。)	(削る。)	(削	(削				

別表第1

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
同左	同左	同左	同左	同左	同左		
	同左	同左	同左	同左	同左		
同左	同左					同左	同左
	同左					同左	同左
同左	同左	同左	同左				
	同左			同左	同左		
	同左	同左	同左	同左	同左		
工学研究	総合工学専	220	440				

		る。)	る。)				
	(削る。)			(削る。)	(削る。)		
	(削る。)			(削る。)	(削る。)		
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)		
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)				
	(削る。)	(削る。)	(削る。)				
	(削る。)			(削る。)	(削る。)		
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)		
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	315	630	60	190		
	小計	315	630	60	190		
略	略	略	略	略	略	略	略
合計		453	894	186	663	28	56

科	攻						
	生産システム工学専攻			15	45		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	25		
	小計	220	440	20	70		
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	35	70				
	環境科学専攻	25	50				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	小計	60	120	12	36		
同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
合計		418	824	158	579	28	56